

2 地籍調査の実施状況

(1) 進捗率（地籍調査の対象面積（全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた面積）に対する地籍調査実施地域の面積の割合）

（第6次十箇年計画期間中の進捗率の伸び）

第6次十箇年計画では、図表2-(1)-①のとおり、進捗率を平成21年度末時点の49%から31年度末時点で57%とするとして、進捗率の伸びを8ポイントとする成果目標が設定されている。

また、全体に比べ進捗が遅れているD I Dについては、平成21年度末時点でのD I Dにおける進捗率は21%となっていたところ、第6次十箇年計画では、当該進捗率を31年度末時点で48%とするとして、進捗率の伸びを27ポイントとする成果目標が設定されている。

さらに、D I D以外の林地については、進捗率を平成21年度末時点の42%から31年度末時点で50%とするとして、全体の進捗率と同様、進捗率の伸びを8ポイントとする成果目標が設定されている。

図表2-(1)-① 第6次十箇年計画における進捗率に係る成果目標

区 分	進捗率		進捗率 (%) の伸び (b-a のポイント)
	平成 21 年度 (a)	31 年度 (b)	
進捗率	49%	57%	8 ポイント
D I Dにおける進捗率	21%	48%	27 ポイント
D I D以外の林地における進捗率	42%	50%	8 ポイント

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

一方で、全国における平成29年度末時点の実績をみると、図表2-(1)-②のとおり、進捗率は52%となっており、進捗率の伸びは3ポイントとなっている。

また、D I Dにおける進捗率は25%、D I D以外の林地における進捗率は45%となっており、進捗率の伸びは、それぞれ4ポイント、3ポイントと、全体の進捗率と同程度の伸びとなっている。

図表2-(1)-② 全国における進捗率の伸び

区 分	進捗率		進捗率 (%) の伸び (b-a のポイント)
	平成 21 年度 (a)	29 年度 (b)	
進捗率	49%	52%	3 ポイント
D I Dにおける進捗率	21%	25%	4 ポイント
D I D以外の林地における進捗率	42%	45%	3 ポイント

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

次に、調査対象23都道府県について、平成21年度から29年度の間に進捗率の伸びをみると、図表2-(1)-③のとおり、和歌山県（17.1ポイントの伸び）、徳島県（11.1ポイントの伸び）、熊本県（10.7ポイントの伸び）及び高知県（10.2ポイントの伸び）の4県において、第6次十箇年計画の成果目標である8ポイントを超える伸びとなっている。

一方、19都道府県では、進捗率の伸びが第6次十箇年計画の目標である8ポイントを下回っており、このうち、半数を超える11都道府県において進捗率の伸びが2ポイント未満となっているなど、調査対象23都道府県における進捗率の伸びは、都道府県ごとに大きな差が生じている状況がみられる。

図表2-(1)-③ 調査対象都道府県における進捗率の伸び

(単位：％、ポイント)

区 分	進捗率		進捗率(%)の伸び (b-aのポイント)	伸びの 区分
	平成21年度(a)	29年度(b)		
北海道	62.6	63.5	0.9	●
宮城県	87.4	88.6	1.2	●
秋田県	60.4	60.9	0.5	●
山形県	48.4	48.8	0.4	●
千葉県	13.4	15.2	1.8	●
東京都	20.4	22.9	2.5	
神奈川県	12.4	13.8	1.4	●
静岡県	22.9	25.0	2.1	
愛知県	12.4	13.5	1.1	●
三重県	8.4	10.0	1.6	●
滋賀県	12.4	14.2	1.8	●
京都府	7.5	8.3	0.8	●
大阪府	7.4	10.5	3.1	
兵庫県	19.4	25.8	6.4	
和歌山県	26.4	43.5	17.1	◎
広島県	50.4	53.4	3.0	
山口県	58.4	62.4	4.0	
徳島県	26.4	37.5	11.1	◎
香川県	81.4	84.6	3.2	
高知県	45.4	55.6	10.2	◎
福岡県	74.0	75.4	1.4	●
熊本県	72.4	83.1	10.7	◎
大分県	58.4	62.2	3.8	

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 表中「◎」は、進捗率の伸びが8ポイントを超えるもの、「●」は、進捗率の伸びが2ポイント未満のものを示す。

また、調査対象 104 市町村における平成 21 年度から 29 年度の間に進捗率の伸びをみると、図表 2-(1)-④のとおり、進捗率の伸びが第 6 次十箇年計画の成果目標である 8 ポイント以上の市町村は 41 市町村 (39.4%) となっており、中には、30 ポイント以上の伸びとなっているものが 12 市町村ある一方、進捗率の伸びが 8 ポイントを下回る市町村が 63 市町村 (60.6%) となっており、このうち 25 市町村では、進捗率の伸びは 1 ポイント未満となっている。

図表 2-(1)-④ 調査対象市町村における進捗率の伸び

(単位：市町村、%)

(第 6 次十箇年計画の目標 (8 ポイントの伸び) の達成状況)			
区 分	進捗率の伸びが 8 ポイント以上	進捗率の伸びが 8 ポイント未満	合 計
市町村数	41 (39.4)	63 (60.6)	104 (100)

(8 ポイント以上の内訳)		(8 ポイント未満の内訳)	
区 分	市町村数	区 分	市町村数
8pt 以上 20pt 未満	27 (26.0)	1pt 未満	25 (24.0)
20pt 以上 30pt 未満	2 (1.9)	1pt 以上 5pt 未満	32 (30.8)
30pt 以上 40pt 未満	10 (9.6)	5pt 以上 8pt 未満	6 (5.8)
40pt 以上 50pt 未満	1 (1.0)		
50pt 以上 60pt 未満	0 (0)		
60pt 以上 70pt 未満	1 (1.0)		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 表中「pt」は「ポイント」を示す。
 3 表中 () は「合計」に占める割合を示す。
 4 表中 () は、小数第2位を四捨五入しているため、「(8ポイント以上の内訳)」の各欄の合計は、「進捗率の伸びが8ポイント以上」欄の値と一致しない。

なお、平成21年度から29年度の間に進捗率の伸びが30ポイント以上の市町村の中には、図表2-(1)-⑤のとおり、独自に地籍調査に係る長期計画を策定して計画的に調査を実施している例や、地籍調査の担当職員を20人程度確保し、1班2人体制で年間8地区以上の調査に着手することで、進捗率が伸びている例など、積極的に地籍調査に取り組んでいる例がみられた。

図表 2-(1)-⑤ 調査対象市町村における地籍調査の進捗率の伸び

区 分	取組の概要
例1 独自に地籍調査に係る長期計画を策定して計画	市では、これまで地籍調査に未着手であったが、個人財産の保全や行政サービスの向上、地域経済の活性化などを図るため、平成23年度に、地籍調査の実施に関する長期計画を、市独自で策定している。 同計画では、平成24年度からの10年間で市内全域の地籍調査を完了

的に調査を実施している例	させることを目標に、市内を10地区に分割し、地区ごとに、面積、筆数等のほか、地籍調査の実施に必要な予算額（概算）を整理した上で、地区ごとの地籍調査の実施年度を定めており、市では、計画的に調査を進めた結果、29年度末時点の進捗率は60.8%となっている。																								
例2 地籍調査の担当職員を20人程度確保し、1班2人体制で年間8地区以上の調査に着手している例	<p>市は、主に災害からの早期復旧及び土地の境界に係る紛争を未然に防止する観点から、地籍調査の早期完了を目指しており、平成20年3月に策定された市の総合計画（第1次）においては、平成29年度までに地籍調査の進捗率を65.2%とする目標が設定されていた。</p> <p>市における地籍調査の担当職員数は下表のとおりであり、担当職員を20人程度確保し、1班2人体制で年間8地区以上の調査に着手することで、地籍調査の進捗率は、平成21年度末時点の46.0%に対し、29年度末時点は81.6%と、35.6ポイント上昇している。</p> <p>表 地籍調査の担当職員数の推移 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="523 801 1369 999"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当職員（全体）</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td> 専担職員</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td> 兼務職員</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「専担職員」とは、地籍調査に係る業務に専従している職員、「兼務職員」とは、地籍調査に係る業務と他の業務を兼務している職員を示す。</p> <p>なお、平成30年3月に策定された市の総合計画（第2次）では、平成34年度までに進捗率を100%とする目標が設定されており、市は、地籍調査は順調に進捗しているとしている。</p>	区 分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	担当職員（全体）	23	25	23	23	23	専担職員	21	23	20	21	21	兼務職員	2	2	3	2	2
区 分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																				
担当職員（全体）	23	25	23	23	23																				
専担職員	21	23	20	21	21																				
兼務職員	2	2	3	2	2																				

(注) 当省の調査結果による。

(南海トラフ地震防災対策推進地域等における進捗率)

国は、以下のとおり、南海トラフ地震又は首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域等を指定している。

① 南海トラフ地震

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項において、内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定するものとしてされており、平成29年度末時点において、全国で707市町村が指定を受けている。

また、同法第10条第1項において、内閣総理大臣は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波被害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定するものとされており、平成29年度末時点において、全国で139市町村が指定を受けている。

② 首都直下地震

首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項において、内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域として指定するものとするとしており、平成29年度末時点において、全国で309市町村が指定を受けている。

調査対象104市町村について、南海トラフ地震防災対策推進地域、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は首都直下地震緊急対策区域への指定状況を見ると、図表2-(1)-⑥のとおり、いずれかの指定を受けているものが77市町村（74.0%）、指定を受けていないものが27市町村（26.0%）となっている。

また、いずれかの指定を受けている市町村の内訳をみると、南海トラフ地震防災対策推進地域が63市町村（60.6%）、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域が24市町村（23.1%）、首都直下地震緊急対策区域が23市町村（22.1%）となっている。

図表2-(1)-⑥ 調査対象市町村における南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定の状況

(単位：市町村、%)

区 分	市町村数
いずれかの指定を受けている	77 (74.0)
南海トラフ地震防災対策推進地域	63 (60.6)
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	24 (23.1)
首都直下地震緊急対策区域	23 (22.1)
指定を受けていない	27 (26.0)
合 計	104 (100)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
 2 調査対象104市町村について記載している。
 3 複数の指定を受けている市町村があるため、「いずれかの指定を受けている」の値は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」及び「首都直下地震緊急対策区域」の合計と一致しない。
 4 表中（ ）は、「合計」に占める割合を示す。

いずれかの指定を受けている77市町村について、平成29年度末時点における地籍調査の進捗率をみると、図表2-(1)-⑦のとおり、約半数に当たる39市町村において、進捗率が20%未満となっている。

図表2-(1)-⑦ 南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定を受けている調査対象市町村における地籍調査の進捗率（平成29年度）

（単位：市町村、％）

区 分	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上	合 計
いずれかの指定を受けている	39 (50.6)	15 (19.5)	9 (11.7)	7 (9.1)	7 (9.1)	77 (100)
南海トラフ地震防災対策 推進地域	28 (44.4)	12 (19.0)	9 (14.3)	7 (11.1)	7 (11.1)	63 (100)
南海トラフ地震津波避 難対策特別強化地域	12 (50.0)	4 (16.7)	4 (16.7)	1 (4.2)	3 (12.5)	24 (100)
首都直下地震緊急対策区 域	15 (65.2)	6 (26.1)	1 (4.3)	1 (4.3)	0 (0.0)	23 (100)
【参考】 指定を受けていない	8 (29.6)	4 (14.8)	8 (29.6)	3 (11.1)	4 (14.8)	27 (100)
【参考】 全体	47 (45.2)	19 (18.3)	17 (16.3)	10 (9.6)	11 (10.6)	104 (100)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
2 調査対象104市町村について記載している。
3 表中（ ）は、「合計」に占める割合である。
4 「合計」に占める割合は、小数第2位を四捨五入しているため、各欄の合計は、「合計」欄の値と一致しない。

(2) 地籍調査の実施面積

全国における市町村等が行う地籍調査の実施面積をみると、図表2-(2)-①のとおり、第6次十箇年計画の成果目標21,000km²に対し、全国における平成22年度から29年度の実施面積の累積は8,023km²となっており、目標に対する達成率は38.2%となっている。

D I Dにおける地籍調査の実施面積は、第6次十箇年計画補足資料における成果目標1,800km²に対し、全国における平成22年度から29年度の実施面積の累積は274km²（目標に対する達成率15.2%）となっている。

さらに、D I D以外の林地における地籍調査の実施面積は、第6次十箇年計画補足資料における成果目標15,000km²に対し、全国における平成22年度から29年度の実施面積の累積は5,893km²（目標に対する達成率39.3%）となっている。

図表2-(2)-① 市町村等が行う地籍調査の実施面積

(単位：km²、%)

区 分	第6次十箇年計画 の成果目標 (a)	地籍調査の実施面積 (平成22年度から 29年度の累積) (b)	達成率 (b/a)
地籍調査の実施面積	21,000	8,023	38.2
D I Dにおける地籍調査 の実施面積	1,800	274	15.2
D I D以外の林地におけ る地籍調査の実施面積	15,000	5,893	39.3

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

また、地籍調査の実施面積の経年推移をみると、図表2-(2)-②のとおり、毎年度、1,000km²前後で推移しているものの、平成26年度は1,078km²であるのに対し、29年度は831km²と、26年度以降は減少傾向となっている。

図表2-(2)-② 地籍調査の実施面積（経年推移）

(単位：km²)

区 分	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地籍調査の 実施面積	1,122	951	1,101	1,045	1,078	991	904	831

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

次に、調査対象23都道府県における平成22年度から29年度の地籍調査の実施面積の累積をみると、図表2-(2)-③のとおり、最も実施面積の累積が大きい和歌山県は803.9km²、2番目に大きい熊本県は634.0km²であるのに対し、最も小さい滋賀

県は14.1km²、2番目に小さい愛知県は14.4km²となっている。

また、国土調査法第6条の3第1項に基づく地籍調査に関する都道府県計画（以下、単に「都道府県計画」という。）の調査面積に対する達成率をみると、最も高い和歌山県が78.0%であるのに対し、最も低い愛知県は5.2%となっており、地籍調査の実施面積、都道府県計画に対する達成率とも、都道府県ごとに大きな差が生じている状況がみられた。

同様に、D I Dについてみると、実施面積の累積が最も大きい大阪府は28.6km²、2番目に大きい東京都は22.6km²であるのに対し、最も小さい秋田県は0.4km²、2番目に小さい徳島県は0.6km²となっており、また、都道府県計画の調査面積に対する達成率が最も大きい熊本県は67.8%、2番目に大きい和歌山県は49.3%であるのに対し、最も小さい愛知県は1.3%、2番目に小さい京都府は1.7%となっている。

D I D以外の林地についてみると、地籍調査の実施面積の累積が最も大きい和歌山県は642.9km²、2番目に大きい熊本県は490.1km²であるのに対し、最も小さい神奈川県は0.0km²、2番目に小さい滋賀県は1.0km²となっており、また、都道府県計画の調査面積に対する達成率が最も大きい和歌山県は76.7%、2番目に大きい徳島県は75.4%であるのに対し、最も小さい神奈川県は0%、2番目に小さい滋賀県は2.1%となっている。

図表2-(2)-③ 調査対象都道府県における地籍調査の実施面積（平成22年度から29年度の累積）

（単位：km²、%）

区分	都道府県計画の調査面積(a)	うちD		地籍調査の実施面積(b)	うちD I		達成率(b/a)	うちD I	
		I D	D以外の林地		I D	D以外の林地		I D	D以外の林地
北海道	1980.0	40.0	1410.0	395.6	10.0	237.7	20.0	25.0	16.9
宮城県	300.0	30.0	221.7	62.0	1.1	46.4	20.7	3.7	20.9
秋田県	470.0	20.2	370.0	107.5	0.4	64.3	22.9	2.0	17.4
山形県	460.0	30.0	300.0	74.8	1.3	38.6	16.3	4.3	12.9
千葉県	260.0	80.1	80.4	113.2	9.5	36.0	43.5	11.9	44.8
東京都	230.0	150.0	10.0	28.4	22.6	2.5	12.3	15.1	25.0
神奈川県	175.0	120.0	20.0	20.9	19.8	0.0	11.9	16.5	0.0
静岡県	260.0	25.0	160.0	113.4	7.3	79.0	43.6	29.2	49.4
愛知県	275.0	150.0	60.0	14.4	2.0	2.6	5.2	1.3	4.3
三重県	120.0	20.0	30.0	49.6	6.5	20.3	41.3	32.5	67.7
滋賀県	100.0	11.1	48.4	14.1	2.1	1.0	14.1	18.9	2.1
京都府	295.0	70.0	160.0	16.3	1.2	3.9	5.5	1.7	2.4
大阪府	195.0	130.0	55.0	45.0	28.6	15.7	23.1	22.0	28.5
兵庫県	1075.0	59.9	910.6	552.6	10.1	468.6	51.4	16.9	51.5
和歌山県	1030.0	30.0	838.0	803.9	14.8	642.9	78.0	49.3	76.7
広島県	780.0	10.0	700.0	229.3	1.2	196.6	29.4	12.0	28.1
山口県	560.0	20.0	450.0	235.4	5.8	185.7	42.0	29.0	41.3
徳島県	520.0	20.0	420.0	377.5	0.6	316.6	72.6	3.0	75.4
香川県	140.0	20.0	70.0	71.8	8.0	40.1	51.3	40.0	57.3
高知県	930.0	20.0	785.0	517.0	3.6	441.1	55.6	18.0	56.2
福岡県	190.0	40.0	90.0	102.9	8.3	51.8	54.2	20.8	57.6
熊本県	1000.0	14.9	779.7	634.0	10.1	490.1	63.4	67.8	62.9
大分県	530.0	20.0	460.0	263.7	2.4	190.6	49.8	12.0	41.4

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 「地籍調査の実施面積 (b)」欄は、平成22年度から29年度の累積である。

調査対象104市町村における平成22年度から29年度の地籍調査の実施状況を見ると、図表2-(2)-④のとおり、当該期間中に市町村において地籍調査を実施した実績があるものが99市町村（95.2%）、実績がないものが5市町村（4.8%）となっており、実績がない市町村の内訳は、平成22年度から29年度の間、地籍調査に未着手又は継続して休止中となっているものが3市町村、認証遅延の解消（後述

5参照)のための再調査のみを実施しているものが1市町村、都道府県営事業(都道府県が実施主体となって地籍調査を行うもの。以下同じ。)のみの実施となっているものが1市町村となっている。

一方で、平成22年度から29年度の間市町村において地籍調査を実施した実績がある99市町村について、当該期間中の実施面積の累積をみると、実施面積の累積が100km²以上のものが2市町村(1.9%)ある一方で、20km²未満のものが最も多く、81市町村(77.9%)となっており、このうち、25市町村(24.0%)で実施面積の累積が1km²未満となっている。

図表2-(2)-④ 調査対象市町村における平成22年度から29年度の地籍調査の実施面積
(単位：市町村、%)

区 分	市町村数	⇒ (平成22年度から29年度の実施面積)
地籍調査を実施した実績がある (実施面積が0km ² より大きい)	99 (95.2)	
地籍調査を実施した実績がない (地籍調査の実施面積が0km ²)	5 (4.8)	
合 計	104 (100)	

区 分	市町村数
20km ² 未満	81 (77.9)
1km ² 未満	25 (24.0)
1km ² 以上2km ² 未満	12 (11.5)
2km ² 以上3km ² 未満	5 (4.8)
3km ² 以上4km ² 未満	6 (5.8)
4km ² 以上5km ² 未満	3 (2.9)
5km ² 以上10km ² 未満	17 (16.3)
10km ² 以上20km ² 未満	13 (12.5)
20km ² 以上40km ² 未満	9 (8.7)
40km ² 以上60km ² 未満	4 (3.8)
60km ² 以上80km ² 未満	2 (1.9)
80km ² 以上100km ² 未満	1 (1.0)
100km ² 以上120km ² 未満	2 (1.9)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 表中()は「合計」に占める割合を示す。
 3 「地籍調査を実施した実績がない(地籍調査の実施面積が0km²)」欄は、平成22年度から29年度の間、地籍調査に未着手又は継続して休止中の3市町村、認証遅延解消のための再調査のみを実施している1市町村、都道府県営事業のみの実施となっている1市町村を計上している。

D I Dにおける地籍調査の実施状況をみると、図表2-(2)-⑤のとおり、平成22年度から29年度の間市町村において地籍調査を実施した実績がある99市町村のうち、地籍調査の対象面積にD I Dを含むものは77市町村(77.8%)となっており、このうち、22年度から29年度の間D I Dにおいて地籍調査を実施してい

るものが57市町村（57.6%）、実施していないものが20市町村（20.2%）となっている。

また、平成22年度から29年度の間D I Dにおける実施面積の累積をみると、実施面積の累積が1km²未満のものが最も多く、37市町村（上記99市町村の37.4%）となっており、77市町村（平成22年度から29年度の間に市町村において地籍調査を実施した実績がある99市町村のうち、地籍調査の対象面積にD I Dを含む市町村）の全てで、実施面積の累積は10km²未満となっている。

図表2-(2)-⑤ 調査対象市町村における平成22年度から29年度のD I Dの地籍調査の実施面積

（単位：市町村、%）

区 分	市町村数
地籍調査の対象面積にD I Dを含む	77 (77.8)
D I Dにおいて地籍調査を実施 （実施面積が0km ² より大きい）	57 (57.6)
D I Dにおいて地籍調査を実施 していない（実施面積が0km ² ）	20 (20.2)
地籍調査の対象面積にD I Dを含まない	22 (22.2)
合 計	99 (100)

⇒（平成22年度から29年度の実施面積）

区 分	市町村数
1km ² 未満	37 (37.4)
1km ² 以上2km ² 未満	8 (8.1)
2km ² 以上3km ² 未満	4 (4.0)
3km ² 以上4km ² 未満	1 (1.0)
4km ² 以上5km ² 未満	4 (4.0)
5km ² 以上10km ² 未満	3 (3.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象104市町村のうち、平成22年度以降に地籍調査を実施した実績がある99市町村について記載している。
 3 表中（ ）は「合計」に占める割合を示す。
 4 「地籍調査の対象地域にD I Dを含まない」には、地籍調査の対象地域にD I Dを含まない19市町村のほか、平成21年度以前にD I Dの地籍調査を完了している4市町村を含む。
 5 小数第2位を四捨五入しているため、「(平成22年度から29年度の実施面積)」の各欄の（ ）の合計は、「D I Dにおいて地籍調査を実施（実施面積が0km²より大きい）」欄の値と一致しない。

なお、D I Dにおいて地籍調査を実施している57市町村の中には、D I Dでは、一筆ごとの筆界の調査等を行う一筆地調査に長期間を要することを踏まえ、D I Dにおける地籍整備を進めるため、図表2-(2)-⑥のとおり、官有地（例えば道路や河川など）と民有地の境界から先行して地籍調査を行う官民境界等先行調査を実施している市町村が19市町村みられた。中には、過去に、区域内のD I Dの中で、筆数や土地所有者等が少なく区画も整理されている地区を対象に、モデル的に一筆地調査を実施したところ、事前に境界を探したり、立会いにおいて土地所

有者等から筆界案に承諾を得たりする作業に、想定以上の時間を要してしまい、結果的に、毎年度の実施面積が0.01km²にとどまるなど、調査の完了までに長期間を要した経緯があるため、まずは、官民境界等先行調査を順次進める方針としている例もみられた。

図表2-(2)-⑥ 調査対象市町村における官民境界等先行調査の実施状況

(単位：市町村、%)

区 分	市町村数
平成22年度から29年度の間官民境界等先行調査を実施している	19 (33.3)
平成22年度から29年度の間官民境界等先行調査を実施していない	38 (66.7)
合 計	57 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成22年度から29年度の間D I Dにおいて地籍調査を実施している調査対象57市町村について記載している。

また、D I Dにおける地籍調査の実施については、調査対象面積にD I Dを含む77市町村において、図表2-(2)-⑦のとおり、「D I Dは比較的土地の価格が高く、住民の土地に対する権利意識が高い傾向にあるため、筆界の確認が進みにくく、地籍調査の実施が困難」等の意見がみられ、37市町村(48.1%)において、法務局等による地図作成作業を実施(拡大を含む。)してほしいとの意見がみられた。

図表2-(2)-⑦ 調査対象市町村における法務局等による地図作成作業の実施に係る意見の例

- ・ D I Dでは、比較的土地の価格が高く、住民の土地に対する権利意識が高い傾向にあるため、筆界の確認が進みづらく、地籍調査の実施が困難であると考えられるため、法務局等に地図作成作業を実施してほしい。
- ・ D I Dは、権利関係が複雑であり、市としても地籍調査を実施しづらい地区であるので、今後も法務局等による地図作成作業の実施を継続してほしい。
- ・ 市町村域(全域D I D)内には地図混乱地域があり、筆界についての知識が深い法務局等が地図作成作業を拡大して実施してほしい。
- ・ D I D地区の中でも比較的公図と現地のずれが大きい地域は、法務局等が地図作成作業を実施してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

林地における地籍調査の実施状況をみると、図表2-(2)-⑧のとおり、平成22年度から29年度の間市町村において地籍調査を実施した実績がある99市町村のうち、地籍調査の対象面積に林地を含むものは91市町村(91.9%)となっており、このうち、22年度から29年度の間林地において地籍調査を実施しているものが

64市町村（64.6%）、実施していないものが27市町村（27.3%）となっている。

平成22年度から29年度の間林地における実施面積の累積をみると、実施面積の累積が80km²以上となっているものが3市町村（3.0%）ある一方、20km²未満のものが最も多く、51市町村（51.5%）となっており、このうち、18市町村（18.2%）で実施面積の累積が1km²未満となっている。

図表2-(2)-⑧ 調査対象市町村における林地の地籍調査の実施面積

（単位：市町村、%）

区 分	市町村数				
地籍調査の対象面積に林地を含む	91 (91.9)				
<table border="1"> <tr> <td>林地において地籍調査を実施 (実施面積が0km²より大きい)</td> <td>64 (64.6)</td> </tr> <tr> <td>林地において地籍調査を実施 していない(実施面積が0km²)</td> <td>27 (27.3)</td> </tr> </table>	林地において地籍調査を実施 (実施面積が0km ² より大きい)	64 (64.6)	林地において地籍調査を実施 していない(実施面積が0km ²)	27 (27.3)	
林地において地籍調査を実施 (実施面積が0km ² より大きい)	64 (64.6)				
林地において地籍調査を実施 していない(実施面積が0km ²)	27 (27.3)				
地籍調査の対象面積に林地を含まない	8 (8.1)				
合 計	99 (100)				

⇒ (平成22年度から29年度の実施面積)

区 分	市町村数								
20km ² 未満	51 (51.5)								
<table border="1"> <tr> <td>1km²未満</td> <td>18 (18.2)</td> </tr> <tr> <td>1km²以上 5km²未満</td> <td>18 (18.2)</td> </tr> <tr> <td>5km²以上10km²未満</td> <td>10 (10.1)</td> </tr> <tr> <td>10km²以上20km²未満</td> <td>5 (5.1)</td> </tr> </table>	1km ² 未満	18 (18.2)	1km ² 以上 5km ² 未満	18 (18.2)	5km ² 以上10km ² 未満	10 (10.1)	10km ² 以上20km ² 未満	5 (5.1)	
1km ² 未満	18 (18.2)								
1km ² 以上 5km ² 未満	18 (18.2)								
5km ² 以上10km ² 未満	10 (10.1)								
10km ² 以上20km ² 未満	5 (5.1)								
20km ² 以上40km ² 未満	6 (6.1)								
40km ² 以上60km ² 未満	3 (3.0)								
60km ² 以上80km ² 未満	1 (1.0)								
80km ² 以上100km ² 未満	3 (3.0)								

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象104市町村のうち、平成22年度以降に地籍調査を実施した実績がある99市町村について記載している。

3 表中 () は「合計」に占める割合を示す。

(3) 地籍調査に未着手又は休止中の市町村の状況

(全国における未着手・休止市町村の状況)

全国における未着手・休止市町村の数について、平成21年度、26年度及び29年度を比較すると、図表2-(3)-①のとおり、21年度末時点は604市町村であるのに対し、26年度末時点は491市町村、29年度末時点は447市町村となっており、第6次十箇年計画期間中に157市町村減少しているものの、解消には至っていない。

その結果、平成29年度末時点において、地籍調査を完了した市町村を除く全市町村の36.3%が地籍調査に未着手又は休止中となっている。

図表2-(3)-① 全国における未着手・休止市町村数の推移

(単位：市町村、%)

区 分	平成21年度 (a)	26年度	29年度 (b)	増減 (a-b)
未着手・休止市町村数	604(45.5)	491(39.0)	447(36.3)	▲157
未着手	277(20.9)	197(15.6)	161(13.1)	▲116
休止	327(24.6)	294(23.3)	286(23.2)	▲41
地籍調査を完了した市町村を除く全市町村数	1,327(100)	1,260(100)	1,233(100)	—

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 表中()は「地籍調査を完了した市町村を除く全市町村数」に占める割合を示す。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域等に指定されている市町村について、平成29年度末時点における地籍調査への着手の状況をみると、図表2-(3)-②のとおり、南海トラフ地震防災対策推進地域については、未着手が73市町村、休止中が98市町村となっており、同地域に指定されている707市町村の24.2%に当たる171市町村が地籍調査に未着手又は休止中となっている。

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域については、未着手が3市町村、休止中が11市町村となっており、同地域に指定されている139市町村の10.1%に当たる14市町村が地籍調査に未着手又は休止中となっている。

首都直下地震緊急対策区域については、未着手が70市町村、休止中が41市町村となっており、同地域に指定されている309市町村の35.9%に当たる111市町村が地籍調査に未着手又は休止中となっている。

図表2-(3)-② 南海トラフ地震防災対策推進地域等における地籍調査への着手の状況（平成29年度）

（単位：市町村、％）

区 分	全体	実施中	未着手又は休止中	未着手又は休止中		完了
				未着手	休止中	
南海トラフ地震防災対策推進地域	707 (100)	395 (55.9)	171 (24.2)	73 (10.3)	98 (13.9)	141 (19.9)
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	139 (100)	99 (71.2)	14 (10.1)	3 (2.2)	11 (7.9)	26 (18.7)
首都直下地震緊急対策区域	309 (100)	157 (50.8)	111 (35.9)	70 (22.7)	41 (13.3)	41 (13.3)
【参考】 全市町村	1,741 (100)	786 (45.1)	447 (25.7)	161 (9.2)	286 (16.4)	508 (29.2)

（注）1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 表中（ ）は、「全体」に占める割合を示す。

3 全体に占める割合は、小数第2位を四捨五入しているため、「全体」欄及び「未着手又は休止中」欄は、各欄の合計と一致しない。

（国における未着手・休止市町村の解消に向けた取組等）

国土交通省は、未着手・休止市町村の解消に向け、図表2-(3)-③のとおり、平成22年3月に、国土交通大臣から市町村長に対し、地籍調査を推進するよう要請する文書を発出しており、平成22年度から24年度にかけて、国土交通省職員が市町村に直接訪問し、地籍調査の実施を働きかける取組を行っている。

また、平成22年度から26年度の間、未着手・休止市町村等を対象とする講習会等を開催したほか、地籍調査の必要性等を説明する啓発資料を作成している。

さらに、平成24年度以降は、毎年度、市町村ごとに、未着手又は休止中となっている理由、今後の方針等を整理した「地籍調査未着手・休止市町村整理票」による現状把握を実施するとともに、26年度以降、都道府県に対し、管内の未着手・休止市町村の解消に向けた基本方針及び年度別の行動計画の策定を求めており、国庫負担金の配分に当たり、これらの現状把握等の結果も考慮して都道府県ごとの交付額を決定している。

図表2-(3)-③ 国における未着手・休止市町村の解消に向けた取組

区 分	概 要
国土交通省による直接の働きかけ （平成22年度から24年	平成22年3月に、国土交通大臣から市町村長に対し、「地籍調査推進についての要請」を発出 同要請では、平成22年3月31日に、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律（平成22年法律第21号）が可決成立し、平成22年度を初年度とする第6次十箇年計画が策定されることとなったこと、地

度)	<p>籍調査の実施主体である市町村等の負担軽減を図るため、十箇年計画に位置付けて国が行う基本調査の範囲を拡大すること（後述6-(2)参照）、市町村等が包括的に地籍調査の実施を民間事業者に委託すること（後述6-(4)参照）を可能とするため、所要の法改正を行った旨を周知するとともに、未着手・休止市町村に対し、地籍調査の早期の着手又は再開に向け、具体的な取組を始めるよう要請している。</p> <p>また、平成22年度から24年度に、国土交通省の職員が個別に未着手・休止市町村を訪問し、地籍調査への着手又は再開を働きかけている。</p>
着手推進事業の実施 (平成22年度から26年度)	<p>平成22年度から24年度に、未着手・休止市町村に対し、地籍調査への着手又は再開を働きかけ、地域住民に対し、調査の必要性を普及啓発するための講習会を、都道府県に委託して開催（22年度：9都道府県、23年度：10都道府県、24年度：8都道府県）</p> <p>また、平成25年度及び26年度は、今後、震災等で被害が想定される地域で、土地問題に関して関心の高い民間団体等を対象に、地籍調査の必要性等を周知するための出前講座を、都道府県に委託して開催（25年度：6都道府県、26年度：6都道府県）</p>
啓発資料の作成 (平成24年度)	<p>平成24年度に、未着手・休止市町村の職員及び住民向けに、地籍調査の概要、必要性等を説明するDVDを作成</p>
「地籍調査未着手・休止市町村整理票」による現状把握等 (平成24年度以降)	<p>未着手・休止市町村の解消に向けて、市町村における個々の事情を明らかにし、対応をきめ細かく行うこと等を目的として、都道府県に対し、未着手・休止市町村ごとに、市町村職員数、地籍調査の対象面積、地籍調査の実施面積、未着手・休止の理由、今後の対応方針等を記載した「地籍調査未着手・休止市町村整理票」の作成、提出を求めており、平成25年3月以降、年2回、同整理票により未着手・休止市町村の状況を把握</p> <p>また、平成26年度以降は、都道府県に対し、管内の未着手・休止市町村の解消に向けた基本方針及び年度別の行動計画の策定を求めている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(調査対象都道府県における未着手・休止市町村の解消に向けた取組)

調査対象23都道府県における未着手・休止市町村の数について、平成21年度、26年度及び29年度を比較すると、図表2-(3)-④のとおり、21年度は380市町村であるのに対し、26年度は311市町村、29年度は278市町村となっており、第6次十箇年計画期間中に102市町村減少している。

また、調査対象都道府県別にみると、平成29年度時点において、未着手・休止市町村がないものが5県（和歌山県、山口県、香川県、高知県、大分県）ある一方、7道府県（北海道、宮城県、山形県、千葉県、愛知県、京都府、大阪府）では、地籍調査を完了した市町村を除く全市町村に占める未着手・休止市町村の割

合が5割を上回っている状況がみられた。

図表2-(3)-④ 調査対象都道府県における未着手・休止市町村数の推移

(単位：市町村、%)

区 分	平成 21 年度 (a)	26 年度	29 年度 (b)	増減 (b-a)	地籍調査を完了した市町村を除く全市町村(29年度)
北海道	104	96	91(80.5)	▲ 13	113
宮城県	3	3	5(55.6)	2	9
秋田県	6	6	5(27.8)	▲ 1	18
山形県	15	11	13(52.0)	▲ 2	25
千葉県	41	34	32(62.7)	▲ 9	51
東京都	22	16	13(24.1)	▲ 9	54
神奈川県	19	13	7(21.9)	▲ 12	32
静岡県	11	9	4(12.9)	▲ 7	31
愛知県	52	47	43(79.6)	▲ 9	54
三重県	11	5	4(13.8)	▲ 7	29
滋賀県	8	2	1(5.3)	▲ 7	19
京都府	24	21	14(56.0)	▲ 10	25
大阪府	23	22	24(55.8)	1	43
兵庫県	3	5	7(17.1)	4	41
和歌山県	1	0	0(0.0)	▲ 1	26
広島県	5	5	5(23.8)	0	21
山口県	0	0	0(0.0)	0	10
徳島県	9	5	3(14.3)	▲ 6	21
香川県	7	1	0(0.0)	▲ 7	10
高知県	1	0	0(0.0)	▲ 1	27
福岡県	11	9	5(20.8)	▲ 6	24
熊本県	1	0	2(13.3)	1	15
大分県	3	1	0(0.0)	▲ 3	13
合 計	380	311	278(39.1)	▲ 102	711

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 表中 () は、「地籍調査を完了した市町村を除く全市町村(29年度)」に占める未着手・休止市町村の割合を示す。

調査対象23都道府県における未着手・休止市町村の解消に向けた取組の例をみると、図表2-(3)-⑤のとおり、各市町村の実情に応じ、個別に市町村長との面談を行うほか、他の市町村の進捗状況、必要な人員や予算等に係る情報、再開に至るまでの流れを示したマニュアルを提供するなどの取組を行い、平成29年度末時

点において管内の未着手・休止市町村を解消している例（香川県）や、複数の市町村が共同で地籍調査を実施する仕組みを構築することにより、未着手・休止市町村が集中していた地域において、6市町村が地籍調査に着手した例（静岡県）がみられた。

図表2-(3)-⑤ 調査対象都道府県における未着手・休止市町村の解消に向けた取組の例

区 分	概 要
香川県	<p>平成 22 年度以降、3 市町村が地籍調査に着手、4 市町村が地籍調査を再開し、29 年度末時点において、県内に未着手・休止市町村はない。</p> <p>県では、各市町村の実情に応じて、個別に市町村長と面談し、地籍調査を実施するメリットを伝えるなどの働きかけを実施</p> <p><県による市町村への働きかけの例></p> <p>県は、平成 22 年度に市長を直接訪問し、地籍調査の重要性を説明するとともに、26 年度から地籍調査を再開するよう理解を求めた。</p> <p>市は、昭和 40 年度以前に地籍調査を実施した地区の中に、精度が低く認証に至らなかったものがあること等から、第 6 次十箇年計画の開始（平成 22 年度）時点において、市の単独費用で、当該地区の地籍図及び地籍簿の修正を続けており、地籍調査を再開するには、当該地区の再調査が必要であるとの意向を示したため、県は、市の再調査が地籍調査費負担金の対象となるよう国土交通省と協議を行った。</p> <p>また、他の市町村の進捗状況、必要な人員や予算等について情報提供するほか、再開に至るまでの流れを示したマニュアルを作成し、提供するなど、市の地籍調査再開に向けた準備に対し、手厚いサポートを実施しており、市は、平成 27 年度から、地籍調査を再開している。</p>
静岡県	<p>県内で地籍調査に未着手又は休止中となっていた9市町村のうち、5市町村が賀茂地域に集中</p> <p>同地域は、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されており、被災後の復旧・復興に貢献する地籍調査の実施が急務となっていたところ、上記5市町村における未着手又は休止中の理由は、長期にわたる財政負担、人員確保が困難であること、測量等の専門知識、技術を有した職員の不足などとなっていた。</p> <p>県は、平成27年4月、上記5市町村のほか、平成26年度に地籍調査に着手した1市町村を加えた6市町村と県を構成員として、賀茂地域における連携強化、一体的な振興を図るための方針や計画の決定等を行う「賀茂地域広域連携会議」を設置し、同会議において、地籍調査の共同実施の仕組みについて検討を行い、29年度から、以下のとおり、6市町村で地籍調査を共同実施することにより、賀茂地域における未着手・休止市町村を解消</p> <p><共同実施の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の人員が必要な一筆地調査の現地調査、地籍図及び地籍簿の閲覧につ

	<p>いて、各市町村の職員が支援先の業務を行えるよう「相互併任手続」を行い、業務を共同で実施。これにより、各市町村の人員負担の軽減、多様な経験による知識、技術の蓄積を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員による技術指導及び支援 ・ 共同実施を円滑に推進するための任意の協議会「賀茂地域地籍調査協議会」を設立 ・ 市町村及び県の役割、協議会の設置等の基本となる事項についての基本協定を締結
--	--

(注) 当省の調査結果による。

また、上記の事例におけるマニュアルにおいては、図表2-(3)-⑥のとおり、地籍調査に着手又は再開しようとする市町村において、着手又は再開のための準備期間中（1年間）に必要となる主な作業として、国庫負担金の要望調書の作成及び都道府県からのヒアリング、市町村予算の要求、自治会長、管轄法務局等、都道府県土木事務所、市町村内の関係課（道路管理課、税務課、住民課等）を構成員とする地籍調査推進協議会（仮称）の設置及び開催等の合計210人日程度を挙げており、1名は専任配置が必要としている。

また、地籍調査に着手後の人員体制については、調査地区の状況によって変動するとしつつ、外注の場合でも、職員2名及び嘱託職員1名としており、職員の配置に当たっては、土木関係部局での経験があり、登記簿（注）や公図、筆界についての知識を有した者を配置しなければ、その後の調査に支障を来すおそれがあるとしている。

(注) 土地及び建物の所在（市、区、郡、町、村及び字）、地番、地目、地積等の表示に関する事項及び所有権等の権利に関する事項を記録した帳簿

図表2-(3)-⑥ 地籍調査に着手・再開する場合に必要な作業の例

<ol style="list-style-type: none"> ① 国庫負担金の要望調書の作成及び都道府県からのヒアリング、市町村予算の要求 ② 自治会長、管轄法務局等、都道府県土木事務所、市町村内の関係課（道路管理課、税務課、住民課等）を構成員とする地籍調査推進協議会（仮称）の設置及び開催 ③ 基準点設置要望のための調査及び要望提出 ④ 事務支援システム導入の検討 ⑤ 地籍調査を実施する単位区域及び実施年度の設定 ⑥ 都道府県が開催する研修会等への参加 ⑦ 管轄法務局等、都道府県土木事務所等との事前打合せ ⑧ 他市町村における住民への説明会、一筆地調査等の視察 <p style="text-align: right;">(上記①から⑧等で180人日程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度（地籍調査着手初年度）の調査地区について、登記簿や公図を取り寄せ、地籍調査図素図、地籍調査票等を作成 <p style="text-align: right;">(30人日程度)</p>
--

(注) 当省の調査結果による。

(全国の市町村における地籍調査に未着手又は休止中の理由等)

上記「(国における未着手・休止市町村の解消に向けた取組等)」のとおり、国土交通省は、平成24年度以降、毎年度、「地籍調査未着手・休止市町村整理票」により、全国の市町村について、地籍調査に未着手又は休止中となっている理由等を把握している。

同整理票における地籍調査に未着手又は休止中となっている主な理由について、平成29年9月時点の状況をみると、図表2-(3)-⑦のとおり、「人員体制が確保できない」を挙げている市町村の割合が最も高く、77.4%となっており、次いで、「予算が確保できない、地籍調査の優先順位が低い」が67.9%、「住民理解（住民の理解が薄い、住民の要望が薄い、過去の調査で住民トラブルが発生した等）」が21.7%となっている。

図表2-(3)-⑦ 全国における地籍調査に未着手又は休止中の主な理由

(単位：市町村、%)

区 分	市町村数		
	未着手	休止	
人員体制が確保できない	350(77.4)	146(91.3)	204(69.9)
予算が確保できない、地籍調査の優先順位が低い	307(67.9)	132(82.5)	175(59.9)
住民理解（住民の理解が薄い、住民の要望が薄い、過去の調査で住民トラブルが発生した等）	98(21.7)	29(18.1)	69(23.6)
地図混乱地域があり、調査の困難が予想される	53(11.7)	13(8.1)	40(13.7)
調査済み（ほとんどの調査対象地域は調査済みであり、これ以上の調査の必要性を感じていない等）	50(11.1)	1(0.6)	49(16.8)
過去の地籍調査の成果の認証が遅延している	44(9.7)	0(0.0)	44(15.1)
過去の地籍調査の再調査を実施中である	13(2.9)	0(0.0)	13(4.5)
その他	84(18.6)	14(8.8)	70(24.0)
全 体	452(100)	160(100)	292(100)

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 平成29年9月時点で記載している。

3 複数の区分に該当する市町村がある場合は、それぞれ計上している。

4 表中()は、「全体」に占める割合を示す。

(調査対象市町村における未着手又は休止中の理由等)

調査対象104市町村における地籍調査への着手の状況をみると、図表2-(3)-⑧のとおり、平成29年度末時点で地籍調査に未着手又は休止中となっているものは5市町村(4.8%)であり、その内訳は、未着手又は平成21年度以前(第6次十箇年計画の策定以前)から継続して休止中となっているものが3市町村(2.9%)、22年度以降(第6次十箇年計画期間中)に新たに休止したものが2市町村(1.9%)

となっている。

一方、平成29年度末時点で地籍調査を実施中のものは99市町村（95.2%）であり、その内訳をみると、22年度以降（第6次十箇年計画期間中）に地籍調査に着手又は再開したものが25市町村（24.0%）、22年度以降（第6次十箇年計画期間中）に新たに地籍調査を休止したものの、29年度末までに再開済みであるものが5市町村（4.8%）、21年度以前から継続して実施中のものが69市町村（66.3%）となっている。

図表2-(3)-⑧ 調査対象市町村における地籍調査への着手の状況

（単位：市町村、%）

区 分		市町村数	
平成29年度末 時点で未着手 又は休止中	未着手又は平成21年度以前から継続して休止中	3 (2.9)	
	平成22年度以降（第6次十箇年計画期間中）に新たに休止	2 (1.9)	
	小 計	5 (4.8)	
平成29年度末 時点で実施中	平成22年度以降（第6次十箇年計画期間中）に着手又は再開	うち着手	16 (15.4)
		うち再開	9 (8.7)
		小 計	25 (24.0)
	平成22年度以降（第6次十箇年計画期間中）に新たに休止したものの、29年度時点で再開済み		5 (4.8)
	平成21年度以前から継続して実施中		69 (66.3)
	小 計		99 (95.2)
合 計		104 (100)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象104市町村について記載している。

3 表中 () は、「合計」に占める割合を示す。

4 表中 () は、小数第2位を四捨五入しているため、各欄の合計は、「合計」欄の値と一致しない。

5 「平成22年度以降（第6次十箇年計画期間中）に着手又は再開」欄及び「うち再開」欄には、平成22年度以降に地籍調査を再開し、一旦、再度休止したものの、29年度末時点において再開済みの1市町村を含む。

① 未着手又は休止中となっている理由等

地籍調査に未着手又は平成21年度以前から継続して休止中の3市町村について、未着手又は休止中となっている理由をみると、図表2-(3)-⑧のとおり、「行政課題としての優先順位が高くないこと」、「多額の予算や人員を新たに確保する必要が生じること」を挙げており、いずれも、29年度末時点において、地籍調査に着手又は再開する具体的な予定はないとしている。

図表2-(3)-⑨ 調査対象市町村における地籍調査に未着手又は休止中の理由等

区 分	未着手又は休止中の理由、着手又は再開に向けた課題
未着手	<p>個々の民境界の確認よりも、道路境界、官民境界の把握を優先し、面的に整備を進める方針の下、土地区画整理事業の成果の活用のほか、市の独自予算で道路区域境界線の座標管理・整備を進めており、地籍調査に未着手である理由として、行政課題としての優先順位が高くないことが挙げられる。</p> <p>また、少なくとも現時点においては、人員・コストの観点から、行政サービスとしての事業の優先順位を高くできない。</p> <p>なお、災害時の復旧・復興への対応については、道路区域境界線の座標管理・整備を優先して市内全域で進めることにより、復旧・復興に対応することとしており、とりわけ南海トラフ地震等で津波被害が予想される市内西側のエリアについては、優先的に整備し、平成41年までの完了を目標としている。</p>
休止中①	<p>合併前の旧市町村において地籍調査を実施しており、平成17年度の合併時点において、地籍調査の進捗率は、86.8%となっていた。</p> <p>主に都市部が地籍調査未実施であるものの、仮に再開した場合、多額の予算や人員を新たに確保する必要が生じる中、再開に向けた動機に乏しく、地籍調査の再開を前提とした検討を行うに至っていない。</p>
休止中②	<p>休止中の主な理由は、人員体制、予算、住民理解の不足となっており、現状、地籍調査を再開する予定はない。</p> <p>また、再開に向けた課題として、人員体制や予算措置が必要であること、地籍調査の業務に係る知識を有する者の不足が挙げられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、平成22年度以降に新たに地籍調査を休止した2市町村について、休止の理由をみると、図表2-(3)-⑩のとおり、「東日本大震災からの復興事業を優先している」としているものと、「市議会や市民の理解が得られず、費用及び人員の確保が困難である」としているものがみられた。

図表2-(3)-⑩ 調査対象市町村における地籍調査を休止した理由等

区 分	休止時期	休止した理由
例1	平成25年度～	東日本大震災の復興事業を優先するため、地籍調査を休止しており、現時点では再開のめどは立っていない。
例2	24年度～	合併前の旧市町村で、職員5人体制を確保し、住民にとって必要度の高い耕地部から地籍調査を行っていたものの、事業進捗に遅れが生じていたため、平成18年度の合併以降は、新規の地籍調査は実施せず、登記所への送付等のための事務処理を実施していたところ、市議会において、これだけの体制や予算を確保しながら、権利関係が複雑でない耕地部でさえ、調査は遅れ気味であるとして、費用対効果に疑問を投げかけられたこと、また、地籍調査実施前の地積が現況よりも小さく、地籍調査実施後に固定資産税が上がるケースが多いため、市民の理解が得にくい状況となってい

		たことから、地籍調査を休止している。 市民の理解が得られず、費用及び人員の確保が困難であること などから、地籍調査の再開は困難と考えており、地籍調査再開に向 けた検討も特段行っていない。
--	--	--

(注) 当省の調査結果による。

② 着手又は再開の経緯

平成22年度以降に地籍調査に着手又は再開した25市町村について、着手又は再開の経緯をみると、図表2-(3)-⑪のとおり、東日本大震災等を契機として、災害復旧等における地籍調査の必要性を認識したことを挙げているものが6市町村(24.0%)、国又は都道府県から地籍調査を実施するよう要請があったことを挙げているものが6市町村(24.0%)、周辺の市町村が地籍調査に着手又は再開したことを挙げているものが5市町村(20.0%)、住民から地籍調査を実施するよう要望があったことを挙げているものが4市町村(16.0%)等となっている。

図表2-(3)-⑪ 調査対象市町村における着手又は再開の経緯

(単位：市町村、%)

区 分	市町村数
東日本大震災等を契機として、災害復旧等における地籍調査の必要性を認識したこと	6 (24.0)
国又は都道府県から地籍調査を実施するよう要請があったこと	6 (24.0)
周辺の市町村が地籍調査に着手又は再開したこと	5 (20.0)
住民から地籍調査を実施するよう要望があったこと	4 (16.0)
基本調査により、財政的負担を抑えて地籍調査が実施可能となったこと	3 (12.0)
公共事業に先立ち、地籍調査を実施する必要があったこと	2 (8.0)
その他	6 (24.0)
不 明	5 (20.0)
全 体	25 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象104市町村のうち、平成22年度以降に地籍調査に着手又は再開した25市町村について記載している。

3 複数の区分に該当する市町村がある場合は、それぞれ計上している。

4 表中()は、「全体」に占める割合を示す。

また、地籍調査に着手又は再開した経緯の具体例は、図表2-(3)-⑫のとおりであり、市内の測量事業者から地籍調査を実施するよう要請があったこと、平成22年3月に、国土交通大臣から市長宛てに送付された「地籍調査推進についての要請」を踏まえ、地籍調査の実施について検討を行い、市の財政的な負担を抑えながら地籍調査を進捗させるため、都市部官民境界基本調査を活用する方

針の下、26年度に地籍調査に着手した例などがみられた。

図表2-(3)-⑫ 調査対象市町村における地籍調査への着手又は再開の経緯の例

区 分	着手又は再開の経緯
例 1	<p>平成 21 年 9 月に、市内の測量事業者（8 事業者）から、近隣市町村において既に地籍調査に着手していることから、同市においても地籍調査を実施するよう要請があったこと、22 年 3 月に、国土交通大臣から市長宛てに送付された「地籍調査推進についての要請」において、国として、地籍調査の推進に向け、最大限の努力と支援を行う決意が示されるとともに、地籍調査の早期の着手又は再開に向け、具体的な取組を始めるよう要請があったことを踏まえ、同市における地籍調査の実施について検討</p> <p>市の財政的な負担を抑えながら地籍調査を進捗させるため、国の支援施策を最大限活用するとして、1 年目に都市部官民境界基本調査を活用し、翌年度、市がその成果を活用して後続調査を実施することで、約 10 年間で市の地籍調査を一定程度進捗させる方針とし、平成 26 年度に地籍調査に着手</p>
例 2	<p>①東日本大震災の発生により、災害復旧に当たっては地籍調査を実施しておく必要があると考えたこと、②複数の周辺市町村が平成 24 年度から 26 年度に地籍調査に着手又は再開していること、③地元で地籍調査を受託できる団体が設立されたことを契機として、平成 25 年度に、市内全域を 10 地区に分け、10 年で地籍調査を実施する独自計画を策定した上で、26 年度に地籍調査に着手</p>
例 3	<p>平成 21 年度末から 22 年度にかけて、市内の測量設計協会から、地籍調査の実施を要望する陳情が提出され、市議会で採択されたこと、国土交通省土地・水資源局次長が来庁し、地籍調査の実施を要請したことなどが契機となり、平成 24 年 5 月、市長が正式に着手を決定し、26 年度に地籍調査に着手</p>
例 4	<p>昭和 48 年度に、沿岸部を含む平野部において、調査を完了しており、残る山間部については、当時、必要性が低いと判断されたため、地籍調査を休止</p> <p>高規格道路の延伸工事の実施予定地区において、工事を円滑に進めるために地籍整備が必要であると認識したことなどを契機として、平成 14 年度から、過去に地籍調査を実施したものの、地籍図及び地籍簿が登記所に未送付であり、再調査が必要となっている地区において、市の単独費用による再調査を開始</p> <p>さらに、必要性が低いと判断されていた山間部について、県から、高齢化に伴い、境界に関する情報が失われやすいため、早期に地籍調査を実施することを勧められたことを受け、平成 29 年度から、地籍調査を再開</p>

(注) 当省の調査結果による。

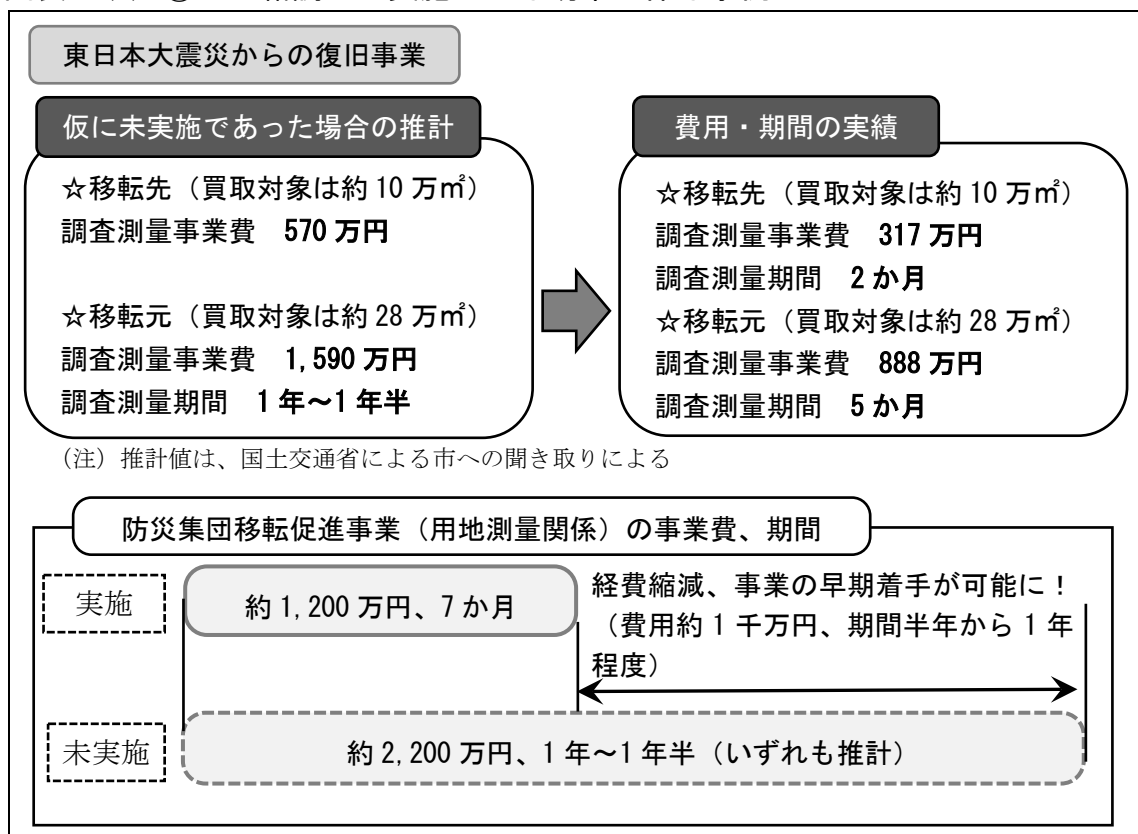
(4) 地籍調査の実施による効果に係る事例

第6次十箇年計画では、社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に計画の見直しを行うとされており、国土交通省に設置された「国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会」（以下「国土審議会国土調査のあり方検討小委員会」という。）において、平成26年度に見直しの方向性が検討されている。

国土審議会国土調査のあり方検討小委員会は、「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書」（平成26年8月。以下「26年度検討小委員会報告書」という。）において、地籍調査の効果について、「地籍調査を実施した地域では、境界や面積等の土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められることにより、災害等による土地の形状の変形や土地の境界争いの際には登記された土地の境界や面積を現地に復元することが可能となるため、土地取引の円滑化、土地資産の保全、公共事業や民間開発事業等のコスト縮減、災害復旧・復興の迅速化、公共用地の管理の適正化、固定資産税の課税の公平性の確保など、多岐にわたる効果が生じる」としている。

また、国土交通省では、地籍調査の実施による効果の例として、図表2-(4)-①のとおり、宮城県名取市において、大規模災害発生後の復旧・復興に当たって、地籍調査を実施していたことにより、調査測量事業費が約50%、調査測量期間が6か月から1年程度短縮されたとしている。

図表2-(4)-① 地籍調査の実施による効果に係る事例



(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

今回、調査対象都道府県及び市町村における地籍調査の実施による効果に係る事例を調査したところ、図表2-(4)-②のとおり、災害からの復旧に当たり、地籍調査の成果を基に被災前の状況を図面上で再現することができたため、迅速に復旧計画が策定でき、換地についても、土地所有者等とのトラブルがなかったとしている例や、区画道路拡幅事業において、地籍調査により、土地所有者等の立会いが完了していたため、事業化前の準備期間が1年程度短縮され、測量に係る経費を1,000万円程度削減できたとしている例がみられた。

図表2-(4)-② 調査対象都道府県及び市町村における地籍調査の実施による効果に係る事例

区 分	概 要
台風 23 号に伴う豪雨災害からの復旧事業	<p>台風23号では、大手川の氾濫により、住宅3,052棟が損壊（全壊26棟、半壊313棟、一部破損2,713棟）する被害が発生した。</p> <p>県は、「河川激甚災害対策特別緊急事業」により、河道の拡幅・掘削、護岸工事及び橋梁架替えを実施しており、当該事業の実施に当たり、被災した地区において、市町村が地籍調査を実施し完了していたことにより、次のとおり、迅速な災害復旧が進められた。</p> <p>(1) 全壊した民家の位置を地籍調査の成果により復元できた。</p> <p>(2) 被災前の状況を図面上で再現することができたため、迅速な復旧計画の策定ができた。</p> <p>(3) 換地に当たって、地籍調査の成果に、所有者別面積が正確に記載してあるため、土地所有者等とのトラブルがなかった。</p>
平成 28 年熊本地震による土砂崩れからの復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年熊本地震によって小挾間川（官有地）に接している山（官有地）の法面が崩れ、小挾間川が土砂で埋まるとともに、一部の土砂は川の反対側の民有地まで達し、埋めてしまった。 ・ 小挾間川の土砂を取り除き、川の護岸を復旧する工事を行うためには、川と民有地の境界が確認される必要がある。 ・ 川と民有地の境界杭は、土砂で埋まってしまっていたが、地籍調査により作成された地籍図を基に、周辺の基準点から座標復元を行い、これに基づいて作成された図面によって、境界確認を行い、復旧工事を実施することとなった。 ・ 復旧工事のための測量は2日程度で終了したが、地籍調査を実施していない場合、土砂を川から撤去した後に、新たに測量して、境界確認をした上で復旧工事に取りかからなければならないことから、数日で復旧工事には取りかかることはできなかつたと考えられる。
区画道路拡幅事業	<p>都市計画道路補助線周辺の区画道路約 30 本を拡幅する工事において、通常、道路事業を行う場合、事業化の前に、①土地所有者等の現地立会いの下での境界確定、②用地測量を行うことが必要となるが、地籍調査により、これらの作業が完了していたことにより、以下のとおり、円滑に事業を進められた。</p>

	<p>(1) 計画延長約 650mのうち、約 400mに係る地権者約 60 人との立会いが完了していたため、事業化前の準備期間が 1 年程度短縮され、事業化を早めることができた。</p> <p>(2) 現地立会いの省略に加え、地籍調査により測量が完了していたため、現況の確認、復元作業のみで済んだことから、測量に係る経費を 1,000 万円程度削減できた。</p>
町営住宅の建て替え事業	町営住宅（4棟16戸、0.47ha）の建て替えに当たり、当該地区で地籍調査を実施済みであったため、事業に先立ち測量業務を別途発注する必要がなく、工期が約3か月短縮され、測量費用として約300万円が削減されたと推計される。

(注) 当省の調査結果による。